

日バス協技第349号

令和4年10月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

### 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、10月13日（木）に静岡県で発生した貸切バスの事故を受け、国土交通省自動車局長から、「安全確保の徹底」に続き、「ブレーキに関する取扱い」について別添のとおり通達がありました。

下記事項について傘下会員事業者に対し、周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジnbrakeキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp